



■計画の位置付けを廃止した路線（地区内道路網）

地区内道路網において、計画の位置付けを廃止した路線については、下記3種類のいずれかに該当します。

- ① 現在、道路がある場所
新たに道路の拡幅整備は行いませんが、現道はそのまま道路として残ります。
- ② 現在、道路がない場所
新たに道路の整備は行いません。
- ③ ①のうち、建築基準法第42条第2項に該当する公道
地権者等からの申請に基づき、「狭あい道路拡幅整備事業」により、セットバック部分のL型側溝の整備を行っています。→P.14参照

凡 例	
必要性が確認された路線（地区内道路網）	
幅員 6.0m	（オレンジ色線）
幅員 7.5m	（紫色線）
幅員 8.0m	（緑色線）
幅員 9.0m	（青色線）
幅員 11.0m	（ピンク色線）
幅員 12.0m	（赤色線）
事業中路線	（水色線）
生活道路の位置付けを廃止した路線	（灰色線）
広域道路網	（太い灰色線）
広域道路網（廃止候補路線）	（点線）
新規指定 （道路網構築の視点から、新規路線を指定）	（黒点線）

■事業中路線（5路線）

No.	路 線	区 間	延長 (m)
1	市道北37・48号線	調布3・2・6号線（武蔵境通り） ～市道北56号線	670
2	市道北69号線	調布3・4・26号線（三鷹通り） ～主要市道8号線（消防大学通り）	640
3	市道南123号線	調布3・4・10号線（品川通り） ～市道南124号線（羽毛下通り）	380
4	市道南148号線	調布3・4・18号線（狛江通り） ～市道南148号線	250
5	市道東110号線	都道118号～ 市道東112-3号線（ハーモニーロード）	360

■道路幅員設定の考え方

道路網構築の視点 （地区内道路網）	道路幅員設定の考え方	計画幅員	
鉄道駅へのアクセシビリティ向上に資する道路網の構築	路線バスの走行路線	路線バスの走行に伴う歩行者の安全性を確保する。 両側に、歩道または歩行者空間を確保する。	7.5～12.0m
	ミニバスの走行路線	ミニバスの走行に伴う歩行者の安全性を確保する。 両側に歩行者空間を確保する。	6.0～8.0m
	徒歩・自転車によるアクセス路線	歩行者と自転車を優先させる道路とする。 車道は4.5mを確保し、両側に歩行者空間を確保する。	6.0m
	駐輪場へのアクセス路線	歩行者と自転車がそれぞれ安全に通行できる道路とする。 車道は4.5mを確保し、両側に歩行者空間を確保する。	6.0m
地域の拠点や主要施設への安全で快適な移動を支える道路網の構築	小学校へのアクセス路線	通学時の児童の安全性を確保する。 片側または両側に歩行者空間を確保する。	7.5m, 8.0m
	地域福祉センターへのアクセス路線	高齢者や地域住民など施設利用者の安全性を確保する。 片側に歩道を設置する。	8.0m
緊急時の物資や活動人員の輸送を支える道路網の構築	消防活動困難区域の解消に資する路線	震災時に消防車がスムーズに通れる幅員を確保する。	6.0m
	消防活動時に必要な路線	消防署へのヒーリング結果より、幅員6mを確保する。	6.0m
緊急時の避難を支える道路網の構築	都市計画道路、都道と避難所間の路線	徒歩で避難所や広域避難場所に確実に到達できるようにする。	6.0m
	広域避難場所と都市計画道路間の路線	建物等の倒壊によって道路が閉塞されない幅員を確保する。	
中心市街地のにぎわいの創出に寄与する道路網の構築	中心市街地を回遊するために必要な路線	歩行者と自転車がそれぞれ安全に通行できる道路とする。	6.0m
住みやすいまちを形成する道路網の構築	道路愛称の付いている路線のうち、市民生活に密接に関連し日常の交通を支える路線	歩行者と自転車がそれぞれ安全に通行できる道路とする。	6.0m

地区計画で路線の位置付けがある道路
地区計画で区画道路の計画がある道路は、区画道路の幅員で整備します。

市区境道路の取扱い
市区境の路線は、隣接市区と調整のうえ、進めていきます。